

(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー行動計画 (第8回)

職員が仕事と生活の調和を図り、働きやすく、その能力を発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

○計画期間 2025年(令和7年)4月1日～2027年(令和9年)3月31日

目標：職員一人当たりの有給休暇取得日数を6日以上とする。

○取組内容・実施時期

- 2025年4月～ 事業部・雇用管理区分(プロパー、嘱託職員、非常勤職員、派遣職員、パートタイマー)ごとに過去2年の有給休暇取得日数を算出して現状を把握し、目標達成に向けた具体方針を社内周知する。
- 2025年7月～ 四半期ごとに、すべての職員の目標達成状況を確認する。目標が達成できていない事業部においては現状分析と対応策を報告する。
- 2026年4月～ 2025年度の取り組みと成果、課題を抽出し、必要に応じて目標値や取り組み内容を見直す。
- 2026年9月～ 課題を踏まえ、次期計画案と実施体制を策定する。

以上